

# 資 料

(相続税・贈与税の見直しについて)

平成24年11月9日(金)

財 務 省

# 目 次

- 社会保障・税一体改革大綱(抄) . . . . . 1
- 相続税の課税割合、実効税率及び税収の推移 . . . . . 2
- 地価公示価格指数の推移と相続税の改正 . . . . . 3
- 相続税の基礎控除及び税率構造の見直し . . . . . 4
- 相続税に係るその他の見直し . . . . . 5
- 贈与税の見直し . . . . . 6
- 税関係協議結果(平成24年6月15日)及び税制抜本改革法(平成24年法律第68号) . . 7

## 社会保障・税一体改革大綱（抄）

〔平成24年2月17日  
閣議決定〕

### 第2部 税制抜本改革 第3章 各分野の基本的な方向性

#### 4. 資産課税

相続税は、基礎控除がバブル期の地価急騰に伴い引き上げられてきた後、地価が下落しても据え置かれているため、課税ベースが著しく縮小している。また、最高税率の引下げを含む税率構造の緩和も行われてきた結果、再分配機能も低下している。

こうした状況を踏まえ、相続税については、その資産再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する観点から、平成23年度税制改正法案には、基礎控除の引下げ等を通じた課税ベースの見直し、最高税率の引上げを含む税率構造の見直し等を盛り込む一方で、高齢者が保有する資産の現役世代への早期移転を促し、消費拡大や経済活性化を図る観点から、直系卑属への贈与に係る贈与税の税率構造の緩和及び相続時精算課税制度の拡充措置を盛り込んだ。

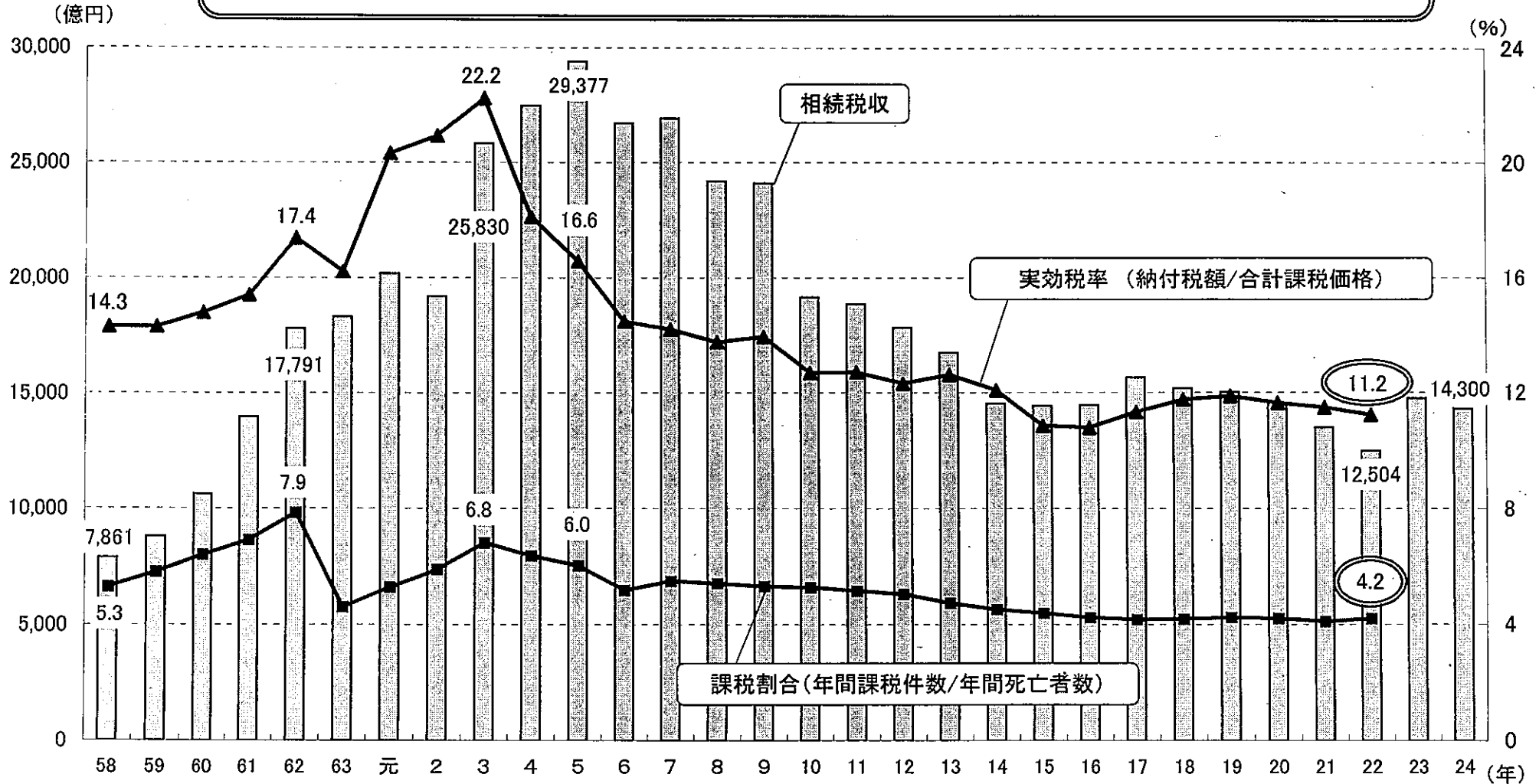
上記の平成23年度税制改正案は、国会での審議の結果見送られることとなった。本改正事項については、課税ベースや税率構造の見直しなど、全体として資産課税の抜本改革を行うものであることから、今般の一体改革の中で、その実現を図る。平成24年度税制改正において実現を図る、住宅取得等に係る贈与税の非課税措置の拡充・延長に加え、これらの改革を行うことで、消費性向の高い若年世代への資産移転を促進し、需要を喚起する。

事業承継税制については、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の運用状況等を踏まえ、本税制の活用促進策や課税の一層の適正化策について検討を行い、一体改革の相続税改正部分の施行に併せて見直しを行う。

相続税については、老後における扶養の社会化が高齢者の資産の維持に寄与している面もあることも踏まえ、課税方式を始めとした様々な角度から今後もそのあり方を検討する。

## 相続税の課税割合、実効税率及び税収の推移

バブル期以後は、相続税の課税割合、実効税率及び税収とも減少傾向にあり、  
足元では、課税割合は、100人中4人、実効税率は、11.2%となっている。



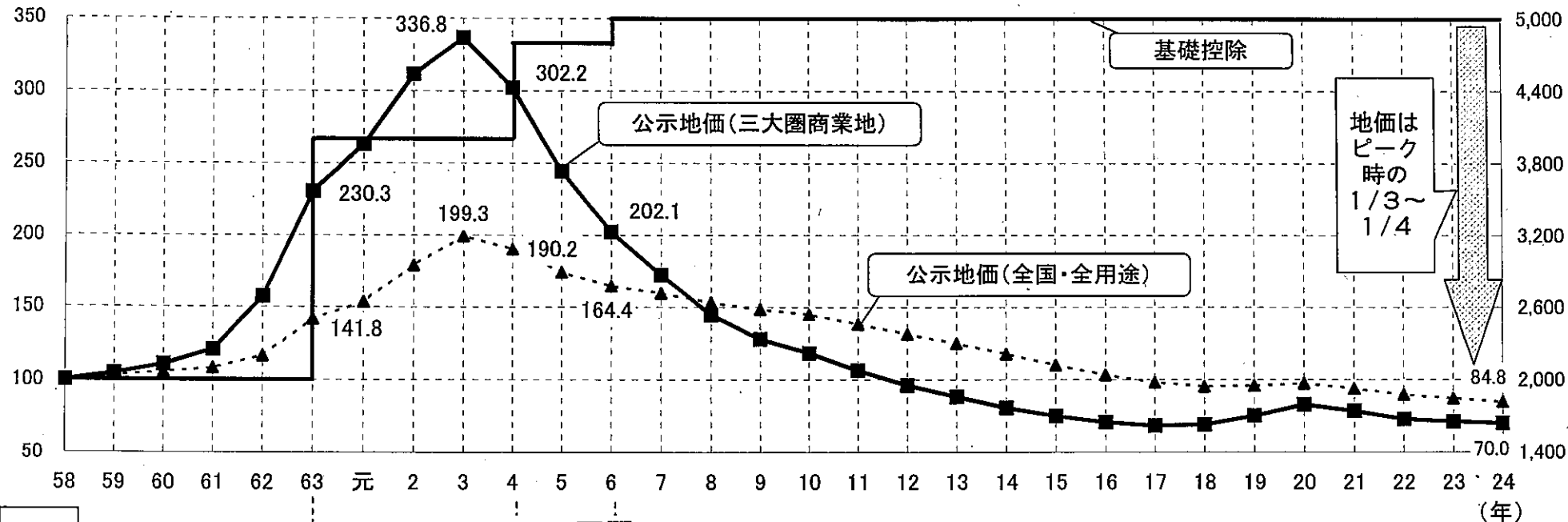
(注1) 相続税収は各年度の税収であり、贈与税収を含む(平成23年度以前は決算額、平成24年度は予算額)。

(注2) 課税件数、納付税額及び合計課税価格は「国税庁統計年報書」により、死亡者数は「人口動態統計」(厚生労働省)による。

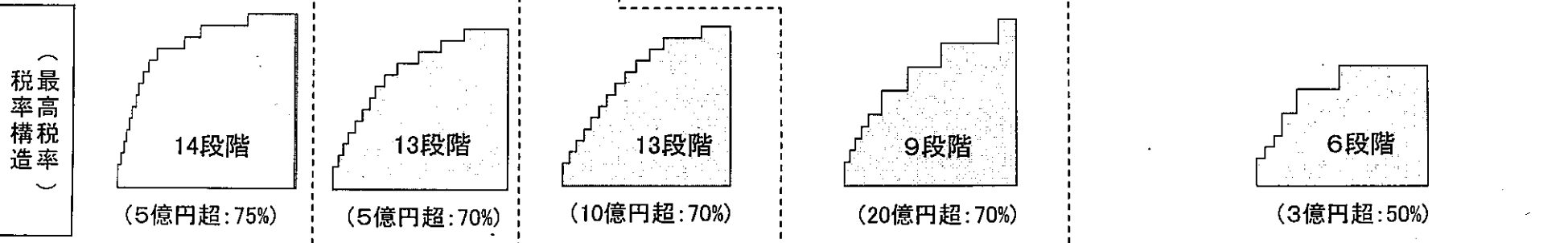
# 地価公示価格指数の推移と相続税の改正

(地価公示価格等の指数)

(基礎控除: 万円)



| 基礎控除 | 2,000万円<br>+ 400万円<br>× 法定相続人数 | 4,000万円<br>+ 800万円<br>× 法定相続人数 | 4,800万円<br>+ 950万円<br>× 法定相続人数 | 5,000万円<br>+ 1,000万円<br>× 法定相続人数 |
|------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
|------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|



| 死亡者100人のうち相続税の対象者 | 7.9人<br>(昭62年) | 6.8人<br>(平3年) | 6.0人<br>(平5年) | 4.5人<br>(平14年) | 4.2人<br>(平22年) |
|-------------------|----------------|---------------|---------------|----------------|----------------|
|-------------------|----------------|---------------|---------------|----------------|----------------|

## 相続税の基礎控除及び税率構造の見直し

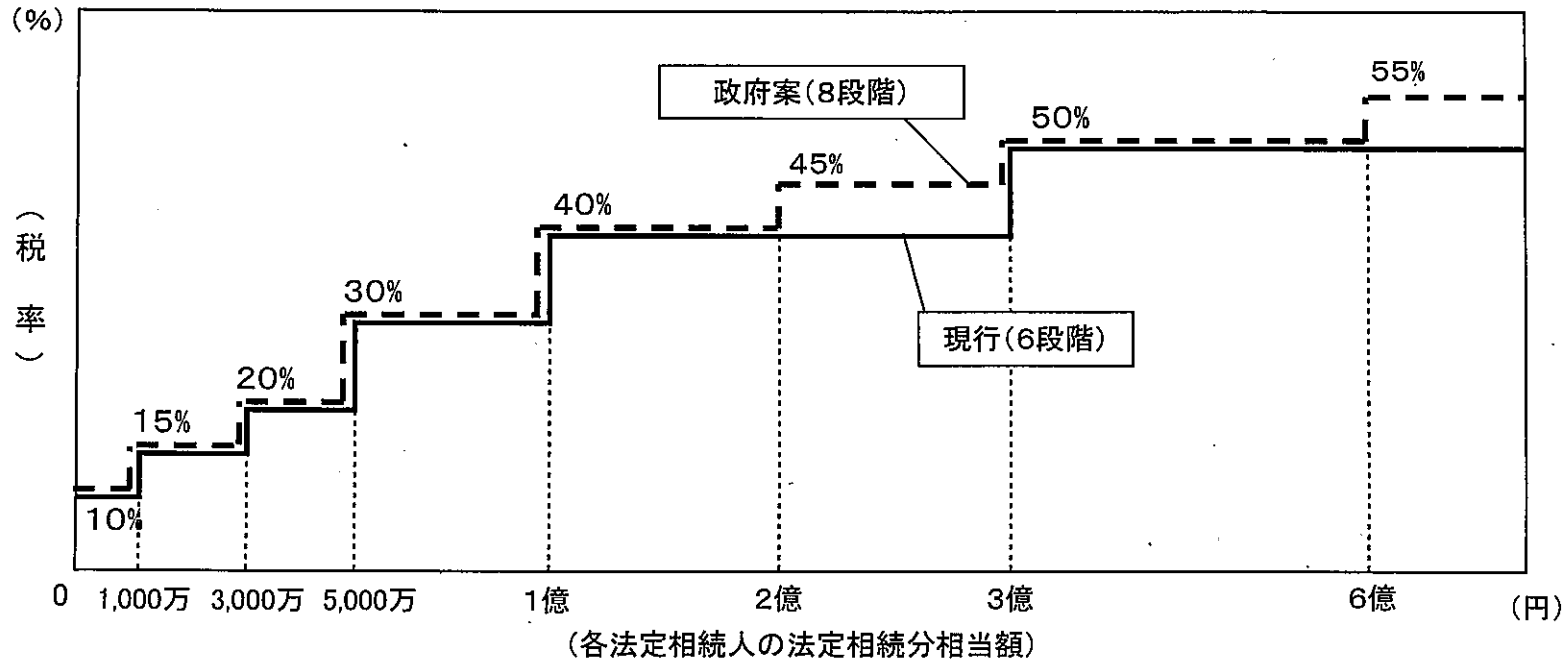
- バブル時の地価に対応していた基礎控除の水準をバブル前の水準に戻す。
- 高額の遺産取得者を中心に負担を求める観点から最高税率を55%へ引き上げるなど税率構造の見直しを行う。  
⇒これらにより、資産再分配機能の回復や格差の固定化の防止を図る。

### ◎ 基礎控除の引下げ

〔現 行〕
〔政府案〕

$5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人数}$ 
➔
 $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人数}$

### ◎ 税率構造の見直し



(注) 平成27年1月1日以後の相続について適用。

## 相続税に係るその他の見直し

### ○ 死亡保険金に係る非課税措置の見直し

- ① 他の金融商品との間の課税の中立性確保の要請(死亡保険金についてのみの特例措置となっている)
- ② より必要度の高い相続人についての非課税措置の存続の要請
- ③ 会計検査院の指摘(「高所得者も適用しており、節税目的と思料されるものも見受けられる」)  
に応える観点から、以下のとおり見直しを行う。

〔現 行〕

500万円 × 法定相続人数



〔政府案〕

500万円 × 次のいずれかに該当する法定相続人数

- ① 未成年者
- ② 障害者
- ③ 相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者

### ○ 未成年者控除・障害者控除の見直し

前回改正時(昭和63年)からの物価の動向及び相続税全体の見直しの内容を踏まえ、相続税額からの控除額を次のとおり引き上げる。

〔現 行〕

- ・ 未成年者控除 6万円 × 20歳に達するまでの年数
- ・ 障害者控除 6万円(特別障害者:12万円)  
× 85歳に達するまでの年数



〔政府案〕

- ・ 10万円 × 20歳に達するまでの年数
- ・ 10万円(特別障害者:20万円)  
× 85歳に達するまでの年数

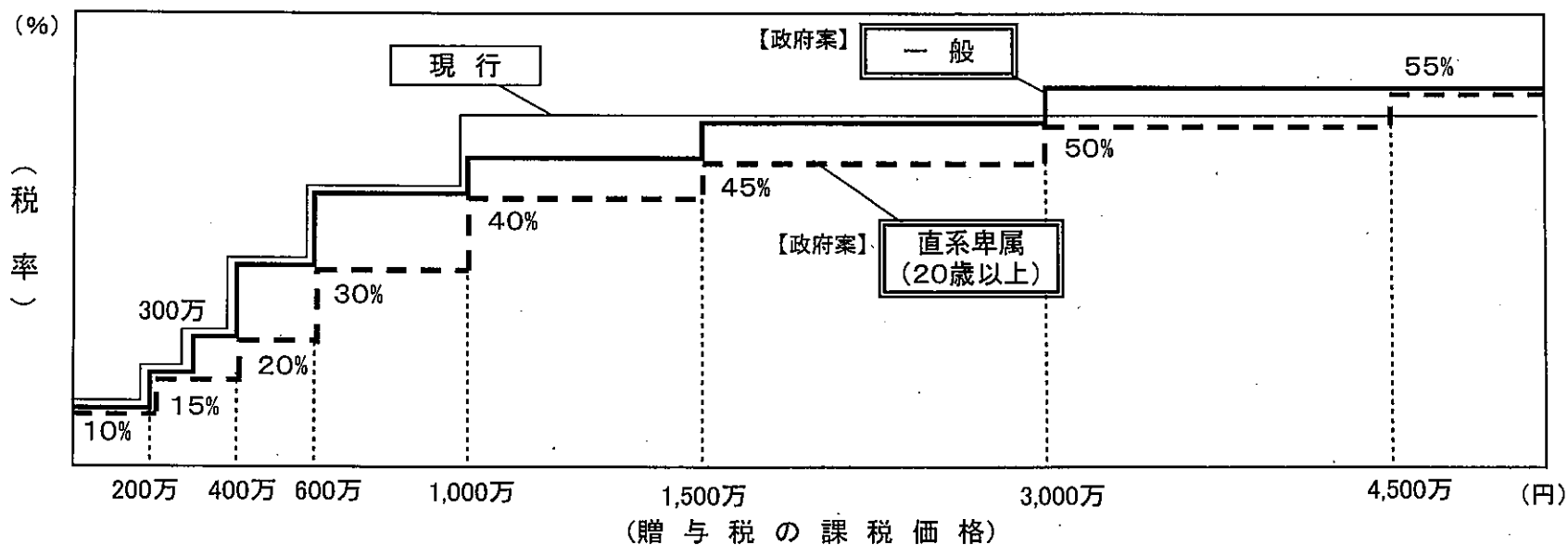
(注) 平成27年1月1日以後の相続について適用。

## 贈与税の見直し

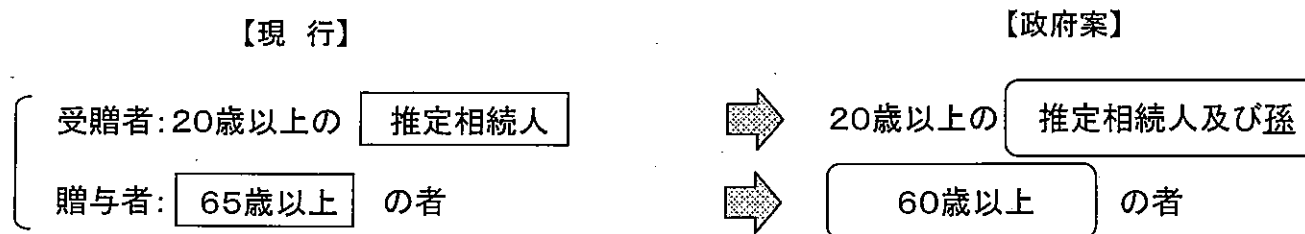
高齢者の保有資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大や経済活性化を図る観点から、相続税の見直しに併せて、

- ① 暦年課税について、子や孫などの直系卑属が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和
- ② 相続時精算課税制度について、受贈者に孫を追加するなど、その対象範囲を拡大

### ① 税率構造の緩和(暦年課税)



### ② 相続時精算課税制度の対象者の見直し



(注) 平成27年1月1日以後の贈与について適用。



○ 税関係協議結果（平成 24 年 6 月 15 日）（抄） 【民主党、自民党、公明党の 3 党の協議結果】

政府提出の税制抜本改革 2 法案については、以下のとおり修正・合意した上で、今国会中の成立を図ることとする。

資産課税に係る規定（第 5 条、第 6 条）は削除するが、相続税の課税ベース、税率構造等、及び贈与税の見直しについて検討し、その結果に基づき平成 25 年度改正において必要な法制上の措置を講ずる旨の規定を附則に設ける。

具体化にあたっては、バブル後の地価の大幅下落等に対応して基礎控除の水準を引き下げ等としている今回の政府案を踏まえつつ検討を進める。

○ 税制抜本改革法（平成 24 年法律第 68 号）（抄）

附 則

（資産課税に係る措置）

第二十一条 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点からの相続税の課税ベース、税率構造等の見直し及び高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点からの贈与税の見直しについて検討を加え、その結果に基づき、平成二十四年度中に必要な法制上の措置を講ずる。